第3回 輸出入申告データを活用した共同研究に関する有識者会議

財務省

令和4(2022)年6月2日

検討事項

1. 第2期共同研究の公募について

2. ガイドライン・利用規則等の改正について

3. その他

1. 第2期共同研究の公募について

第2期共同研究の公募について

第1期共同研究を踏まえた体制の整備

- 今春より第1期共同研究として、
 - 輸出入申告データによる日本の貿易の実態解明と通商政策の影響に関する研究、
 - •日本企業の建値通貨選択・為替パススルー・貿易数量の決定要因分析
 - ~企業内貿易の拡大は為替変動のインパクトを変えるのか?~、
 - の2件の研究を開始。
- 新たに第2期共同研究を受け入れる場合、第1期及び第2期ともに共同研究実施期間内に円滑な実施が可能となるよう、財務総合政策研究所における受け入れ体制の拡充が必要。

第2期共同研究の公募

● 第1期共同研究の進捗状況を踏まえつつ、今後、財務総合政策研究所における受け入れ体制の整備を進める。今秋以降、第2期共同研究の公募の実施時期を改めて発表予定。

2. ガイドライン・利用規則等の改正について

ガイドライン・利用規則等の改正について①

■ 主な改正点

申出者の人数制限の緩和

ガイドライン第5の1(3)において、個票データ等の申出者の人数は原則として5名を上限としているところ、当該制限については、<u>研究の目的及び内容等に照らし柔軟に対応することを明確化</u>。

【改正前】 個票データ等の申出者の人数は原則として5名を上限とすること。

【改正後】 申出者の人数は、原則として5名以内とする。ただし、共同研究の実施期間内の研究 目的達成のために必要不可欠な場合には、当該上限を超える人数の参加を認める。

利用するデータの申出書への記載

ガイドライン第5の6(1)⑫(改正案では第5の6(1)⑪)において、他のデータとの照合を行う場合に、そのデータの名称等を申出書に記載するよう規程されており、研究において利用するデータが様々ありうる中で、現状、どこまでのデータを記載すべきか不明確になっている。この点、利用申出の審査を行う際に、照合作業の実施体制を踏まえた財務総研の業務負担を考慮する必要があることから、記載すべきデータについて、

- ①統計法に基づく利用の申請が必要とされるデータ、又は、輸出入申告データとの照合作業を財務総合政策研究所の職員が実施することが想定されるデータについては、全て記載すること、
- ②その他、研究の主たる目的を達成するために照合を行うことが必要不可欠とされるデータに ついても記載すること、

と明確化し、その旨申出書に記載する。

ガイドライン・利用規則等の改正について②

■ その他の改正点

ガイドライン

- 第5の6(1)⑥<u>申出書に記載する研究等の実績</u>について、職務経歴書等と重複するので<u>削除</u>
- 第8にて、承諾した共同研究テーマをHP等に公表する旨追記
- 第9の1(1)「有識者会議の審査を要しない変更」について、<u>所属機関自体が変更になった場合</u>は、所属等変更届出書の提出に加え、<u>新たな所属機関が共同研究を行うことに対し承認</u>していることを証明するものを提出するよう修正

利用規約

- ガイドラインの改正に伴う改正(第4条第4号、第6条第2号)
- ※その他体裁等の軽微な変更については記載を省略

3. その他

分析結果等及び研究等の成果の公表に関する手続き

「標準的なチェック内容」の取扱い

- ガイドラインの別紙においては、「分析結果等に関する標準的なチェック内容」が定められ、<u>原則として</u>、分析結果等が表1の内容を満たすことが求められている。
- ただし、表1の内容をすべて満たさない場合であっても、個別の輸出入業者の識別 や輸出入申告データから得られる情報の取得が可能とはならない場合も想定され る。
- 財務省の行政目的の達成に資する分析結果等の持ち出し及び研究等の成果の公表に当たり、必要に応じて、個別の輸出入業者の識別や輸出入申告データから得られる情報の取得が可能とならないことを、個別に確認した上で分析結果等の持ち出し及び研究等の成果の公表を可能とする手続きを設ける。